

## ○天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要領

平成29年8月29日（建築課長決裁）

平成30年6月1日（建築課長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、アスベストを含有する民間建築物の無害化を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）に基づき、補助事業を行うものに対し、予算の範囲内でこれに要する費用の一部を補助することに関し、天草市補助金等交付規則（平成17年天草市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、国の要綱に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 補助事業 民間建築物のアスベスト除去を行う事業をいう。
- (2) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (3) 吹付けアスベスト等 防耐火性能、吸音性能等を確保するために、建築物の壁、柱、天井等に吹付け施工された吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築建材の重量の0.1%を超えるものをいう。
- (4) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の建築物をいう。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年度国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する者をいう。

（補助事業）

第3条 市長は、次条の各号のいずれにも該当する民間建築物のアスベスト除去を行う者（以下「補助対象者」という。）に対して、その申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、仮設建築物である場合を除くものとする。

（補助対象建築物等）

第4条 補助の対象となる民間建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 天草市内にあるもの
- (2) 露出して施工されている吹付け建材について調査を行い、石綿を0.1パーセントを超えて含有していると確認されたもの
- (3) 天草市吹付けアスベスト除去等事業を施行したことがない部分であるもの

（申請者）

第5条 補助事業を行おうとするものは、前条に規定する建築物を所有する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納のない者
- (2) 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う事業（以下「アスベスト除去等工事」という。）に関し、他の補助金等を受けていない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助対象経費は、アスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する工事費及び処分費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費の合計に3分の2を乗じて得た額とし、250万円を上

限とする。

3 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付申請を行うもの(以下「申請者」という。)は、アスベスト除去等工事を行う前に、天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行った、補助対象事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 案内図、配置図、建築物平面図、展開図、天井伏図等(対象箇所を明示したもの)
- (3) 現況写真(建築物及びアスベストが施工されている箇所)
- (4) 下記の方法に基づき、補助対象箇所の石綿含有率を確認できる分析機関が発行する調査報告書等の写し
  - イ 「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成8年3月29日付け基発第188号 労働省通達)
  - ロ 「建材中の石綿含有率の分析方法」(平成17年6月22日付け基安化発第0622001号 厚生労働省通達)
  - ハ 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(最終改正平成28年4月13日付け基発0413第3号 (JIS A 1481 規格群など))
- (5) 工程表
- (6) 工事施工計画書の写し(各種届出書類の写しを含む)
- (7) 工事費の見積書、積算内訳書
- (8) 建築物の所有者が分かる書類の写し(建築物の所有が共有の場合はその代表者であることを証する書類)
- (9) 市税の滞納のない証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付又は不交付の決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

2 前項の規定に基づく補助金の交付又は不交付の決定の通知は、天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(変更事項等の承認申請)

第9条 申請者は、第7条の規定により申請した事業内容を変更しようとするときは、天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付変更申請書(様式第4号)に前条各号に掲げる書類のうち変更内容を示すものを添えて、市長に提出し、承認を得るものとする。

2 申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、天草市吹付けアスベスト除去等事業廃止申請書(様式第5号)を速やかに市長に提出し、その承認を受けるものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書を受理し、その内容が適当であると認めるときは、申請者に対して天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金変更(廃止)決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、完了から起算した日から20日を経過する日又は当該年度の2月末日のいず

れか早い日までに、市長に報告するものとする。

- (1) 補助対象事業費に係る契約書・領収書・内訳書の写し
- (2) アスベスト除去等の工事写真(着手前・施工工程・施工完了)
- (3) アスベスト除去工事については、処分に係るマニフェストの写し
- (4) 別表に定めるアスベスト粉塵濃度測定結果
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業の完了予定日を延期する必要があるときは、完了期日延期報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、延期する必要があると判断した日までに、市長に報告するものとする。

- (1) 工事図面、写真等の工事の進捗状況を示すもの
- (2) その他必要書類と認められるもの

(補助事業のしゅん工に伴う確認)

第11条 申請者は、前条第1項に定める実績報告と同時にしゅん工確認検査要請書(様式第9号)により添付書類等を添えて市長に提出し、その確認を受けるものとする。

2 前項の確認を行った者は、しゅん工確認調書(様式第10号)により、復命するものとする。  
(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容について事業の成果が補助金の交付決定の内容及び関係法令等に適合するかを審査し、適合すると認めるときは天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、補助金の交付を受ける場合は、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき。
- (2) 適正なアスベスト除去等工事でなかったことが判明したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないとき市長が認めるとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、申請者に天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定(額の確定)取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、天草市吹付けアスベスト除去等事業補助金返還命令書(様式第14号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16条 申請者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存することとする。

2 申請者は、市長が必要と認めるときは、前項の書類を提示するものとする。

(維持管理義務)

第17条 申請者は、補助事業完了後において当該建築物等の最低限の安全性が確保されるよう自ら適正に管理することとする。

2 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、申請者に係る建築物等について調査し、又は申請者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第18条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による補助金交付申請書又は第10条第1項の規定による補助事業実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領の変更)

第19条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(規定の準用)

第20条 第18条第1項の申請があった場合、次に掲げる事項については、第13条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書(様式第18号)」と読み替える。

(1) 補助金の請求及び交付

(2) 交付決定の取消し

(3) 補助金の返還

(4) 補助金の経理

2 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えること。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

別表(第10条関係) アスベスト粉塵濃度測定結果(処理各室ごとに測定回数8回)

処理作業前	測定1	処理作業室内
	測定2	対象室外部
処理作業中	測定3	処理作業室内
	測定4	負圧除じん装置の吹出し口
	測定5	対象室外部
処理作業後(シート養生中)	測定6	処理作業室内
処理作業後(シート養生撤去後1週間以降)	測定7	処理作業室内
	測定8	対象室外部